

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

1 大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例 (下線部分変更)

新	旧
<p>1. 用語 (1)~(4) (略) (5) 特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は単元株式数の変更(<u>金融商品取引所</u>に上場(日本証券業協会が<u>証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)</u>による改正前の証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、割当比率、併合比率又は単元株式数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(以下「分割等による調整率」という。)が10以上となる株券をいう。</p>	<p>1. 用語 (1)~(4) (略) (5) 特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は単元株式数の変更(<u>証券取引所</u>に上場(日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、割当比率、併合比率又は単元株式数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(以下「分割等による調整率」という。)が10以上となる株券をいう。</p>

2 附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日(平成19年9月30日)から施行する。